

「鹿児島県男女共同参画センター協働・連携団体」の登録制度について

鹿児島県男女共同参画センターと一緒に、男女共同参画社会づくりに取り組んでくださる団体・グループ等の方々を募集しています。

◎「男女共同参画社会」とは？

平成11年6月に、男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付けた「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

すべての人が、その人権を尊重され、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる社会を築くことは、私たちの願いです。男女が対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画し、喜びと責任を分かち合うことができる社会が男女共同参画社会です。

◎「鹿児島県男女共同参画センター」とは？

平成15年4月22日、男女共同参画社会の実現を目指し、県民の皆さんが共に集い、豊かな生き方について考えていただくための総合的な活動拠点施設として「鹿児島県男女共同参画センター」が「かごしま県民交流センター」にオープンしました。

◎「団体・グループ登録」とは？

センターは、男女共同参画社会づくりの推進を目的とする団体・自主グループ等のみなさんの活動の場として利用することができます。

団体・グループ登録は、センターの利用促進と、団体間の交流や県民の皆さんとの幅広いネットワークづくりの支援を目的として行うものです。

団体・グループ登録をされると、センター発行の情報誌をはじめ、講座、イベント、その他情報等を提供します。

《登録の要件》

- (1) 団体の主たる活動目的の中に男女共同参画社会の実現に取り組むことが含まれていること。
- (2) 団体の主たる活動地域または活動の中心地が鹿児島県内であること。
- (3) 団体の構成員が3人以上で、その過半数が県民(在住、在勤または在学)であること。
- (4) 団体の活動が今後も継続する見込みがあること。
- (5) 営利、宗教、政治的な活動を目的としないこと。
- (6) 公序良俗に反する内容を含む団体でないこと。

【登録にあたっての留意事項】

1 ご協力について

登録された団体・グループ等に、いくつかご協力をお願いしております。

- (1) センター主催の講座、イベント、研修会等への参加、広報
- (2) センターが開催する意見交換会等への参加
- (3) センターへの活動情報提供
- (4) 登録内容に変更があったときのご連絡

2 申込み方法について

登録を希望される団体・グループ等の方は、次の書類をセンターにご提出ください。

- (1) 鹿児島県男女共同参画センター協働・連携団体情報登録票(別記様式1)
- (2) 団体等の規約
- (3) 団体等の構成員の名簿
- (4) 団体の目的等についての申出書(別記様式2)

3 登録の更新について

登録期間は、2年以内とし、4月1日を更新日とします。

ただし、更新しない旨の申し出がない場合は、自動更新とします。

4 登録の取消しについて

登録の要件に合致しなくなったり、2年以上センターが実施する講座・イベント・研修会等への参加や協力がなかった場合は、登録を取り消すことがあります。

《問い合わせ先・申込み先》

鹿児島県男女共同参画センター（かごしま県民交流センター内）

住 所 鹿児島市山下町14-50

電 話 099-221-6603

メール p-harmony@pref.kagoshima.lg.jp